

施設側における口腔関連の主な加算等	
⑤口腔衛生管理体制加算（月1回）+30単位	
算定する事業所	・ 認知症高齢者グループホーム ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ・ 有料老人ホームにおける特定施設入居者生活介護 ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）における特定施設入居者生活介護 ・ 養護老人ホームにおける特定施設入居者生活介護

★口腔衛生管理体制加算について

- ①「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、利用者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、**個々の利用者の口腔ケア計画をいうものではない。**

また、「**口腔ケアに係る技術的助言及び指導**」は、**テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。**なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（令和6年4月1日施行）、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- ②「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。

- イ 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題
- ロ 当該施設における目標
- ハ 具体的方策
- ニ 留意事項
- ホ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況
- ヘ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る）
- ト その他必要と思われる事項

- ③医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。